

説明承諾申出書

令和 年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区不燃化特区助成制度に申請するにあたり、下記の事項について説明を受け、承諾したことを申し出ます。

記

<input type="checkbox"/>	新築工事の際、4 m未満の道路に接している場合は拡幅に伴い、L型側溝等を後退線に移設又は新設すること。 また、区有地境界（区道・区有通路・公園等との境界）を越境している場合も後退に伴い、L型側溝等を後退線に移設又は新設すること。
<input type="checkbox"/>	長屋又は共同住宅建築時に二方向の避難路があること。
<input type="checkbox"/>	申請者が法人又は申請建物が個人事業用の資産の場合、消費税相当額の助成の可否を判定するための書類を提出すること。
<input type="checkbox"/>	助成対象承認通知書発行まで助成に係る工事を行わないこと。
<input type="checkbox"/>	相続未登記の場合、遺産分割協議書の写し、及び相続人との関係を示す書類を提出すること。
<input type="checkbox"/>	石綿含有建築物を除却する場合は、事前調査・手続き・除去・処分を適切に行うこと。
<input type="checkbox"/>	建物取壊し後、区の解体除却工事の完了確認を受けるまで土地売買契約や借地権設定契約等の締結及び所有権移転登記を行わないこと。
<input type="checkbox"/>	不燃化特区助成金の内容と国、地方公共団体から交付される補償金、補助金等の内容とが重複していないこと。

以上、相違ありません。

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____